

物 品 調 書 の 記 入 方 法

1 和歌山市と取引を希望する品種・業種の年間売上高

次ページの品種・業種コード一覧表を参照し、取引を希望する品種・業種を6種目まで選択し、希望順位の高いものから順次該当する4桁のコード、名称及び前年度の売上高を記入してください。名称の長いものは、適宜省略して記入してください。

なお、希望する品種・業種については、特殊な事情がない限り、登録の有効期間中に希望順位を変更したり、新たな品種・業種と入れ替えたりはできませんので、十分考慮のうえ記入してください。

記入例 順位	品 種		前年度における売上高					
	コード	名 称						
①	0202	事務用スチール製品	十億	百万	千円			
						2	3	4000
②	0206	OA機器・ソフトウェア	十億	百万	千円			
						3	0	0000
③			十億	百万	千円			

2 特に和歌山市と取引を希望する品名

(1) 代理店又は特約店の契約をメーカー等と締結している場合は、必ず代理店証明等の有無欄に代理店にあっては㊦、特約店にあっては㊧と記入してください。

(2) 修理をすることができる場合には、品名の後に㊨と記入してください。

記入例	品 名	メーカー名	直接の仕入先	代理店証明等の有無
	〇〇〇〇〇計測機	△△△(株)	(株)◇◇◇	㊦
	オーバーヘッドプロジェクト	(株)×××	(有)〇〇商事	㊧
	水中ポンプ㊨	自社		

3 営業上必要な許可、認可、登録等

許可、認可、登録等の取得を必要とする物品等についての取引を希望する場合には、取得している許可、認可、登録等の名称、番号及び取得年月日を記入してください。

品種・業種コード「1203」（医療機器材）を希望しかつ薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項に規定する高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可を受けている場合は有に○をし、当該許可を証する書類を添付してください。

品種・業種コード「1104」（電力）を希望する事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を証する書類及び供給約款を添付してください。

4 その他

次の5業種については、別途所定の調書を併せて提出してください。

①印刷業 ②工業薬品取扱業 ③燃料等販売業 ④自動車販売業 ⑤自動車修理業

品種・業種コード一覧表

0 1 印刷コピー・DEP 0 1 活版印刷 0 2 タイプ・タイプオフセット印刷 0 3 オフセット印刷 (ポスター・リーフレット) 0 4 フォーム印刷 0 5 コピーサービス 0 6 法令印刷 0 7 地図印刷 0 8 シール印刷 0 9 現像・焼付 9 9 その他 0 2 事務用品及び機器 0 1 文具 0 2 事務用スチール製品 0 3 事務用品機器 0 4 紙製品 0 5 印章・ゴム印 0 6 OA機器・ソフトウェア 9 9 その他 0 3 日用品・雑貨・百貨・食品 0 1 荒物・金物・食器 0 2 時計・貴金属・眼鏡 0 3 石鹸・洗剤 0 4 茶・菓子・食料品 0 5 百貨・贈答品 0 6 額縁類 9 9 その他 0 4 家具・装飾 0 1 木工家具・スチール家具 (事務用スチール製品を除く。) 0 2 室内装飾 0 3 施設用品 0 4 建具・表具・畳 9 9 その他 0 5 宣伝・記念品・啓発品 0 1 旗・幕・のぼり 0 2 看板・ディスプレイ 0 3 記章・バッジ・ ネームプレート・カップ 0 4 記念品・啓発品 0 5 選挙関連用品 9 9 その他 0 6 ゴム・繊維 0 1 ゴム製品 0 2 テント・シート帆布製品 0 3 タオル 0 4 寝具 0 5 制服等オーダー 0 6 各種既製服(作業服・防寒服) 0 7 帽子 9 9 その他	0 7 教材・遊具・スポーツ用品 0 1 学校用品・教材 0 2 保育用品・教材 0 3 遊具 0 4 体育器具・各種スポーツ用品 0 5 楽器・音楽教材 0 6 書籍・CD/DVD 0 7 手芸用品 9 9 その他 0 8 諸機械器具 0 1 家庭用電化製品 0 2 電気機械器具 0 3 電動機(製作・販売・修理) 0 4 電話電送無線機器 0 5 工作機械・工具部品 0 6 厨房機器 0 7 ポンプ(販売・修理) 0 8 空調冷暖房機器 0 9 視聴覚機器 1 0 音響機器 1 1 農業機械 9 9 その他 0 9 防災・保安用品 0 1 消火器・消防器具 0 2 防災用品 0 3 保安用具 0 4 道路資材・標識 9 9 その他 1 0 車両関係 0 1 自動車(販売) 0 2 貨物自動車(販売) 0 3 塵芥自動車(販売) 0 4 消防車両(販売) 0 5 その他の特殊車(販売) 0 6 車両艀装 0 7 車両修理 0 8 タイヤ・チューブ・車両部品 0 9 その他車両関係(電装) 1 0 原動機付自転車・自動二輪車 (販売・修理) 1 1 原動機付自転車標識 1 2 自転車(販売・修理) 9 9 その他 1 1 燃料・電力・都市ガス 0 1 ガソリン・軽油・灯油・重油 0 2 LPガス 0 3 薪・木炭 0 4 電力 0 5 都市ガス 9 9 その他	1 2 精密・医療機器 0 1 理化学機器材 0 2 分析・計測機器材 0 3 医療機器材 0 4 介護福祉用具 0 5 レントゲン機器材 0 6 カメラ・映写機・ドローン 9 9 その他 1 3 薬品・衛生材料 0 1 医薬品・保健剤・ワクチン 0 2 防疫・防除剤 0 3 衛生材料 0 4 工業薬品 0 5 その他薬剤 0 6 ガス(医療酸素・窒素ガス・ アセチレンガス・その他のガス) 9 9 その他 1 4 動物・飼料・植物・園芸 0 1 動物 0 2 稚魚 0 3 飼料 0 4 苗木・種子・生花 0 5 動物用品 0 6 園芸・造園用品 0 7 農薬 9 9 その他 1 5 資材 0 1 セメント 0 2 セメント2次製品 0 3 木材 0 4 鉄鋼材 0 5 塗料 0 6 電線 0 7 碎石・鉋さい 0 8 砂利・砂・真土 0 9 新建材 1 0 マンホール蓋 1 1 グレーチング 1 2 乳剤 1 3 常温合材 1 4 硬質塩化ビニール管 1 5 陶管 1 6 消火栓・バルブ 1 7 量水器 1 8 水道用品 1 9 鑄鉄管 2 0 鉛管 2 1 補修弁 2 2 異形管 2 3 仕切弁ボックス 2 4 鉄鋼修理加工 2 5 コンクリートボックス・蓋 2 6 ろ過布 9 9 その他
---	---	---

※業務委託関係は、別紙業務委託コードを参照してください。

品種・業種コード一覧表に係る資材(原材料)登録内容

番 号	業 種	登録業種に必要な条件等	品 名
08-05	工作機械・工具部品		釘、ボルト、コンクリートボンド、シーリング材、戸車、クレオソート、ワンタッチコート、塩ビ波板、ポリカボネート板、かさ釘、フックボルト、ベースジャッキ
09-03	保安用具		足場パイプ、鋼製足場板、鋼製組立足場
09-04	道路資材・標識		視線誘導票、デリネータ、ポールコーン、ガードレール、道路鋸、測量杭、バリカー、丸鏡体、フェンス、金網
14-06	園芸・造園用品		芝生、樹木
15-01	セメント		ポルトランドセメント、ジェットセメント、急結剤
		和歌山市内にプラントがあること	生コンクリート
15-02	セメント2次製品	JIS規格の製造できる工場が市内にあること	鉄筋コンクリートU形溝、コンクリート床版、れんが、コンクリートブロック、ヒューム管、会所、組立マンホール、自由勾配側溝
15-03	木材		杉板、角材、足場板、丸太杭、コンパネ、化粧合板、ベニヤ板、フローリング
15-04	鉄鋼材		縞鋼板、アングル、平鋼、支柱、鋼管、ステンレス鋼
15-05	塗料		ツヤ有り合成樹脂エマルジョン塗料、合成樹脂調合塗料、プールコート、シンナー、サビ止め塗料
15-07	碎石、鉋さい	緊急時に対応できること	碎石、鉋さい
15-08	砂利・砂・真土	緊急時に対応でき、軽自動車で納入可能なこと	砂、砂利、真砂土、山土
15-10	マンホール蓋	下水道管理課で製造許可認定していること	和歌山市型人孔鉄蓋
15-11	グレーチング		グレーチング、ゴムパッキン
15-12	乳剤		乳剤、塩化カルシウム
15-13	常温合材		常温合材
15-14	硬質塩化ビニール管		硬質塩化ビニール管、汚水枳、特殊円形水路
15-18	水道用品		水栓、ラバトリー金具、フラッシュバルブ
15-22	異形管		配管用ステンレス管、配管用炭素鋼管、薄鋼電線管
15-25	コンクリートボックス、蓋		U字溝、枳蓋